

沖縄県食料産業・6次産業化補助金実施要領

第1 趣旨

沖縄県食料産業・6次産業化補助金事業（以下「本事業」）は、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、沖縄県食料産業・6次産業化補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及びこの実施要領により実施するものとする。

第2 目的

本事業は、国実施要領第1の趣旨を踏まえ、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化の取組等の推進に資することを目的として行う。

第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の(1)から(6)までに掲げる事業ごとに、別記に定めるものとする。

- (1) 加工・直売の支援体制整備事業 別記1-1
- (2) 加工・直売の推進支援事業 別記1-2
- (3) 地域での食育の推進事業 別記2
- (4) バイオマス利活用推進事業 別記3
- (5) 加工・直売施設整備事業 別記5-1及び別記5-2
- (6) バイオマス利活用施設整備事業 別記6-1及び別記6-2

第4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、別記に定めるものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、また事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること（第3の(4)に掲げる事業を除く。）。

(6) 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

(7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な機械、施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 費用対効果分析

第3の(5)及び(6)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、次の(1)から(6)までに掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、知事に提出するものとする。

(1) 加工・直売の支援体制整備事業 別紙様式第1号

(2) 加工・直売の推進支援事業 別紙様式第2号

(3) 地域での食育の推進事業 別紙様式第3号

(4) バイオマス利活用推進事業 別紙様式第4号

(5) 加工・直売施設整備事業 別紙様式第6号

(6) バイオマス利活用施設整備事業 別紙様式第7号

2 知事による事業実施計画の承認

(1) 知事は、1に基づく事業実施計画が提出された場合は、第3の(1)から(6)について採択要件等を満たす場合に、予算の範囲内において当該事業計画を承認する。

(2) 特認団体（法人格を有しない団体であって知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体をいう。）が事業実施主体となる場合には、(1)の提出を行う際に併せ、別記1-2から別記3に定めるところにより別紙様式第9号（特認団体認定申請書）の写しを添えるものとする。

第6 県の助成措置

1 県は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、事業実施主体に対し、補助金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第7 事業実施状況の報告等

1 報告

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業実施状況の報告書を作成し、当該報告書を知事に報告するものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業にあつては、当該報告を第8の1の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

知事は、事業実施主体から1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対し、改善計画を提出させるものとする。

3 事業実施主体に対する報告徴収

知事は、事業実施主体に対し、1の定める報告のほか、必要に応じ事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第8 事業成果の評価等

1 報告

事業実施主体は、第3の(4)に掲げる事業を除き、別記に定めるところにより、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成し、当該報告書を知事に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

知事は、事業実施主体から1の規定による事業成果状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

第9 その他

事業実施主体は、事業の進行状況等を知事に随時報告するほか、県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 本通知の施行に伴い、沖縄県6次産業化支援事業補助金実施要領（以下「実施要領」という。）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は、平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別記1-1 加工・直売の支援体制整備事業

別記1-2 加工・直売の推進支援事業

別記2 地域での食育の推進事業

別記3 バイオマス利活用推進事業

別記 5-1 加工・直売施設整備事業

別記 5-2 加工・直売施設整備事業に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

別記 6-1 バイオマス利活用施設整備事業

別記 6-2 バイオマス利活用施設整備事業に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

(様式関係)

【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第 1 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金（加工・直売の支援体制整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 2 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金（加工・直売の推進支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第 3 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金（地域での食育の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 4 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第 6 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金（加工・直売施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 7 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金（バイオマス利活用施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第 9 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第 11 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金の事業実施状況報告及び評価報告

【別記 1-1、別記 1-2、別記 2、別記 3 及び別記 4 共通様式】

- ・別紙様式第 12 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金に関する交付決定前着手届

【別記 1-2 様式】

- ・別紙様式第 13 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金の事業収益状況報告書

【別記 3 様式】

- ・別紙様式第 14 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金（バイオマス利活用推進事業）に関する整備状況報告書

【別記 5-1 様式】

- ・別紙様式第 16 号 沖縄県食料産業・6次産業化補助金の加工・直売施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

【別記 5-2 様式】

- ・別紙様式第 17 号 沖縄県食料産業・6 次産業化補助金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 18 号 沖縄県食料産業・6 次産業化補助金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 19 号 沖縄県食料産業・6 次産業化補助金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 20 号 加工・直売施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

【別記 6－1 様式】

- ・別紙様式第 21 号 沖縄県食料産業・6 次産業化補助金のバイオマス利活用施設整備事業に関する費用対効果分析(投資効率)

【別記 6－2 様式】

- ・別紙様式第 22 号 沖縄県食料産業・6 次産業化補助金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 23 号 沖縄県食料産業・6 次産業化補助金のバイオマス利活用施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 24 号 沖縄県食料産業・6 次産業化補助金のバイオマス利活用施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 25 号 バイオマス利活用施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届